

【第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）】に対する区民等の意見の概要と区の考え方（案）

いただいた意見を分類・要点整理しています。意見の全文は「全文一覧」に掲載しています。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
1 計画に関すること		
施策1－3 子どもの状況に応じた支援の充実		
1	発達障がい児保育に関する研修内容を充実させるだけでなく、それを実践できるような十分な予算措置を目標値にしてほしい。発達障がい児を支援するには、日常生活用品から特別なものを準備したりする必要があり、なおかつ個々の特性に応じたものが求められます。研修内容を一人一人の子に還元できるような対策をしてほしい。	「ユニバーサルデザインの環境設定」や「気になる子どもへのかかわり方」「個別支援計画の作成」など年間を通した研修内容としています。各園ごとの振り返りや心理士等の専門職からのアドバイスを受けながら、研修が実践に活かせるようにしています。 個々の特性に応じた物品については、研修で学んだことや専門職のアドバイスを受けて作成したり、購入しています。 予算措置を目標値にすることは考えておりませんが、引き続き、保育の質の向上を図り、障がい児保育の充実に繋げてまいります。
施策2－1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実		
2	子育てサロンが子ども連れで飲食可能な場になればママ友・パパ友も集まりやすく、利用者が増えると考えます。 区内には子ども連れで飲食可能な場（子どもの遊び場が併設されている場所）が少ないと思うので、そのような場が増えることは施策2－4（安全・安心に子育てのできる生活環境の整備）にもつながると考えます。	飲食につきましては正午から午後1時までをランチタイムとしています。広さの都合上、常時飲食可とすることは難しい状況ですが、離乳食については、ランチタイムに限らず個別に対応しております。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
2 その他		
(1) 保育施設に関すること		
3	区立保育園は雨漏り、床から蟻が出てきます。手洗いの場も石です。ヒビが入って黒かびがとれません。排水口もさびていてカビがとれません。改善してほしい。	令和5年3月に「足立区立保育園・こども園 施設更新計画」を策定し、築年数が60年経過を一定基準として、建替えを検討しています。 また、園運営に必要な修繕については、定期的な点検や日常点検を行い、破損個所については随時の対応とともに、計画的に整備・補修を行ってまいります。
4	2人目育休中、上の子が保育園に在園していると下の子は一歳になる3月31日までしか育休が取れない仕組みになっています(保育園申込案内に載っている)。 上の子が在園していても、下の子が3歳になる前日まで取得してもいい仕組みにしてほしい。	令和7年4月より、年長の在園児に係る保育の要件を、年少の児童の「育児休業」とした場合、保育の利用可能な期間は育児休業期間中とする予定です。
(2) 保育に関すること		
5	利用希望者全てに門戸を開く保育所の制度改革が必要です。 それと同時に、保育士の待遇改善や専門性の向上を図ることも不可欠です(幼稚園教諭に認められる業務時間内の準備作業や研修や会議等の位置づけを保育所の職員にも保障が必要です)。	令和6年4月入所の利用申し込みに対し、ほぼ利用できる状況になっています。 また、各保育士が適切な業務量となるよう、職員の配置を行っています。保育前後の事務量についても、定期的に見直しを行っています。 なお、質の高い保育を展開するため、乳児保育研修や年齢別担任研修、発達支援研修等を実施し、専門性の向上を図っています。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
6	家庭の状況や親の働き方にかかわらず、全ての子どもが適切な保育や学びを得られるよう、保育所や学童保育を整備することが重要です。 また、バランスの取れた年齢構成や世帯が共存できる地域社会として、全世代が関係する課題と捉えるために将来の社会を支える人材を育成する必要があります。 こうして「子どもは社会全体で育てる」という理念を実現することが、これからの社会の課題です。	区としましても保育所や学童保育室の整備により、全ての子どもが適切な保育や学びを受けられる環境を提供することは重要と考え、整備を進めています。 また、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの意識を醸成し、子育て等に関心や理解を深めることで、主体的にあるいは間接的に支援・応援できるよう普及・啓発を進めています。 こうした取り組みにより、区全体で子どもの育ちを支援していきます。
7	保育士を増やしてほしい。 近年援助を必要とする子どもが増えています。国や都基準では対応が困難になっています。健常児も障害のある子ども共に成長できるように区独自の職員配置も考えてください。	令和7年度は約60名の保育士採用を予定しており、ここ10年で最も多い採用人数となっています。 また、保育園の職員配置については、国および都の基準を基本としつつ、園の状況や園児の状態に応じて、基準を設けて追加で配置を行っています。今後も適切な職員数を配置できるよう努め、安心・安全な園運営を確保していきます。
(3) 学童保育に関すること		
8	学童は8時半～18時までなので、延長してほしい。追加料金でもいいので延長等仕組みをつくってほしい。 (2件)	別途料金がかかりますが、8時～19時まで預かりを実施する特別延長保育があります。 人材不足により実施困難な学童保育室が多く、現在、実施している学童保育室は約4割です。今後も人員確保のための賃金等の勤務条件の整理と人材確保策の支援を行いながら、引き続き、特別延長保育実施への働きかけを行っていきます。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
9	長期休み中の弁当持参などフルタイム勤務の家庭にとってはまだまだケアが足りないです。	宅配弁当については、夏休み期間中に実施した学童保育室での利用数や利用頻度等の実績の分析を行い、実施施設の拡大に努めてまいります。
10	3年生になっても場所を変えることなく同じ学童に入れるように定員を増やしてほしい。さらに、4年生、5年生でも希望をすれば学童に入れる仕組みにしてほしい。	国の基準である 40 人規模の学童保育室以外に静養スペースや事務スペース、台所、備品を置くスペース等を事業者が整備したうえで学童保育室を開室していますので、当初の定員からの増員を想定していません。 既存の学童保育室での定員増は難しいですが、地域ごとの学童需要を踏まえながら、学童保育室を整備していき、学年を問わず希望する方が学童保育室に入室できるよう取り組んでまいります。
11	同じ区立学童でも、方針が違うようで、一方ではテレビがある環境、一方ではテレビがないなど、設備が異なる点。また、同じ区立でも方針が違うので、ゆったりくつろげる学童、そうではない学童等、疑問を感じます。	学童保育室に設置する物品は、開室時に区で必要な物品を購入しています。必要な物品については、事業者との協議の中で変更する場合があります。 また、同じ区立学童であっても、運営は民間事業者への委託がほとんどのため、遊び・くつろぎ・自主学習・行事体験等、各事業者が特色のある保育を実施しています。その内容については、2年に1度、客観的かつ統一的な基準に基づく「実地調査」を行い、各学童保育室の課題を明確にして、計画的に改善に取り組んでまいります。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
12	学童保育を公的に位置づけ、より広範囲な対象を受け入れられる仕組みを作るべきです。 希望する 6 年生までの受け入れの拡充を可能とする為、施設の数やスタッフの拡充を図り、さらに地域社会やボランティアとの連携を強化することで、質の高い学童保育を提供できる体制を整えることも重要です。	学童保育室は、児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業の一環として設置しており、公的に位置づけられています。 また、受け入れについては、対象を 1 年生から 6 年生までとしておりますが、高学年になるにつれて、学童保育室に入るのが難しい状況となっています。 地域ごとの学童需要を踏まえながら、学童保育室を整備していき、学年を問わず希望する方が学童保育室に入室できるよう整備してまいります。 「放課後児童クラブ運営指針」に地域との連携について記載があり、学童周辺や近隣公園のごみ拾いや地域の個人商店での買い物等、各学童保育室で連携の取り組みについて検討し実践しています。
(4) 教育に関すること		
13	家庭の収入が低いことで十分な教育を受けられないことがないよう、どの家庭でもレベルの高い教育を受けられる環境がほしい。	区では、成績上位で学習意欲も高いが家庭の事情などにより、塾等の学習機会の少ない中学 3 年生を対象に、難関高校等への進学を目指して、民間業育事業者を活用した受験に関する指導力の高い講師による学習機会を提供する「足立はばたき塾」を実施しています。 また、令和 5 年度からは「高校生版足立はばたき塾」として、難関大学合格を目指す「足立ミライゼミ」や大学の授業料等を全額給付する「給付型奨学金」を開始するなど、高校進学後も将来の社会的自立に向けた切れ目のない教育支援を行っています。 今後も家庭環境や経済状況に左右されず、児童・生徒が夢や目標に挑戦できるよう環境整備を継続していきます。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
(5) 図書館に関すること		
14	図書館の貸し出しまたは返却ができる場所を増やしてほしい。特に、スーパーなどに設置できるとよいのではないか。町田市や三鷹市が行っている移動図書館の取り組みも有効と考えます。	図書の貸出場所の増設については、運営方法や事務スペース、窓口設置の効果や費用を検証のうえ、可否を研究していきます。 また、図書の返却場所の増設については、令和6年3月に、新たに区内商業施設3か所（アリオ西新井、ポンテポルタ千住、ライフ扇大橋駅前店）で設置した利用状況を踏まえ、設置場所を検討していきます。 移動図書館については、足立区内に15か所の図書館と7か所の図書受取窓口があること、区内の公共施設や商業施設等でイベントに合わせた出張展示や出張貸出を随時行っていることから、現時点では実施の予定はありません。
(6) 一時預かり等に関すること		
15	ファミリーサポートについて、地区の担当の人には繋いでもらいましたが、スケジュールが合わないに対応頂けないこともあります。需要に対する不足が発生しているところも少なからずあるはずです。個別のケースでアンケートを行ってより詳しい現況を把握してほしい。	利用会員の方の需要など、利用状況の把握を行うため、委託事業者と協議しながら、アンケートなどを実施していきます。
16	日曜祝日も預けられる施設を増やしてほしい。	現時点では、新たに日曜・祝日に預けられる施設を増やす予定はございません。施設ではございませんが、「子ども預かり・送迎等支援事業」や「あだちファミリー・サポート・センター事業」では、小学生までのお子さんを対象に、ご自宅や支援者宅での預かりなどを行っています。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
17	気軽に利用できるシッターのマッチングサービスがあるとよいです。もし既にサービスがあるのなら、助成金の受け方を含めて利用講習をしてほしい。	ベビーシッターのマッチングサービスは実施していませんが、区では令和4年10月よりベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を実施しており、東京都の認定事業者が派遣するベビーシッターを利用した方に利用料の一部を補助しています。 当事業の利用方法は、区ホームページや保育コンシェルジュ相談等でご案内するとともに、詳細については当課窓口にてご説明しています。
18	乳児等通園支援事業（P113）に関して、すべての対象児童が利用することを前提としていると明記しながら、表に3歳児以上の就学前児童が含まれていないのはおかしい。 既存の制度の枠組みを超えて行う新規事業だからこそ、柔軟な対応ができる受け入れ先を検討すべきです。区として子どもにとって最善の策なのか吟味すべき。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、0歳6か月から満3歳未満の年齢のこどもを対象としているため、事業の概要（P113）に追記いたしました。 現時点では、認可保育所における一時預かり事業の枠、特定地域型保育事業及び幼稚園の空き枠を利用する予定ですが、受け入れ先については今後も検討してまいります。 事業を実施することで、『こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会』、『孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減』、『保育者からこどもの成長等を伝えられることで、こどもと保護者の関係性にも良い効果』があると考えています。 令和8年度から全国の自治体において実施いたしますが、従来の一時預かり事業（保護者の通院やリフレッシュ等の理由で利用できる制度）と利用者が混乱しないよう、制度開始にあたっては、丁寧に周知していきます。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
19	一時預かり施設の子育てサロン西新井や子ども預かり事業を行う民間事業所を拡大する方が受け入れる側、利用する側双方に良い。 なぜなら、利用する側としては突発的・土日祝・朝7時台から夜20時台まで預かってほしいなどの要望もあるはずです。 また、就学前施設で一時預かりをする余裕があるのなら、通常の保育の質を高めることが優先事項ではないでしょうか。	一時預かり施設において土日祝日の実施や預かり時間の拡大に対する要望は把握しておりませんが、設備や人員配置の面でこれ以上の拡大は難しい状況にあります。一時預かり施設の営業日の拡大や預かり時間の拡大につきましては、今後の需要を注視しながら必要に応じて検討してまいります。 また、一時預かり事業は保護者の通院やリフレッシュ等の理由で利用できる制度であり、子育て家庭に対する支援の1つです。保護者が安心してお子さんを預けられ、お子さんは集団保育や遊びを体験できる機会となるよう、通常保育と区別することなく、教育・保育力向上研修等を通じて保育者の資質・能力の向上を図っていきます。
20	発達支援サービスを利用していますが、全然事業者が足りていないです。送迎も必要と感じますが、対応している施設はいっぱい入所ができません。	足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査報告書（令和6年3月）において、18歳未満の障がいでは、充実を期待する障がい福祉施策として、「療育・就学支援の充実」の割合が高くなっていることから、引き続き、児童発達支援事業所数の拡充に努めます。 また、送迎サービスについては、事業実施の上では必須のサービスではありませんが、送迎サービスのニーズがあることを踏まえ、今後新規開設する事業所について、送迎サービスの検討をしていただくよう依頼してまいります。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
(7) 助成金など制度に関すること		
21	出産費の助成金 10 万円を継続してほしい。	令和 7 年度も事業を継続していきます。
22	1 歳になった際の子ども商品券を継続してほしい。	令和 7 年度も東京都と連携し実施していきます。
23	妊娠が分かった後の面談で商品券を 1 万円もらえますが、妊娠症状によって面談をする施設までいけない状態でしたので、オンライン面談も可としてもらいたい。	スマイルママ面接を受けた方を対象に「こども商品券」を支給する事業は、国の「出産・子育て応援給付金」の支給要件に位置付けられており、顔の見える関係づくりの観点から、原則対面で行うこととしています。 また、面接の実施記録を母子健康手帳に記載するなど、対面できないとできない事もあり、オンラインの導入は考えておりません。 その代わりに妊婦の方への負担を減らすため、比較的体調が落ち着く妊娠中期以降に日程を調整することは可能ですので、ご相談ください。
24	子どもを乗せる電動自転車購入に対する補助制度をつくってほしい。	経済的負担を軽減するための支援は重要であると考えておりますが、令和 5 年度から開始した 0 1 8 サポートで 1 8 歳までの子ども一人につき年額 6 万円の支給、また令和 6 年度から拡充したファーストバースデーサポートで 8 万円のこども商品券が、さらに児童手当は年間 3 6 万円に拡充されています。 また、ファーストバースデーサポートのこども商品券は、加盟している自転車店でも使用できますので、ぜひご活用ください。 このように、子育て世帯への経済的支援は年々充実しており、ご意見の助成については優先度が低いと判断し、現時点では実施の考えはございません。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
(8) 地域活動に関すること		
25	父母の会の活動には関係なく、子育て仲間づくりの活動をしている園には補助金を出してほしい。 また、仲間づくり活動そのものに対する補助金も決まった活動の中から選ばなければ補助金がないシステムではなく、もっと柔軟性を持たせて保護者が求めている活動に対して補助金をしっかり出してほしい。	「子育て仲間づくり事業補助金」ですが、子育て中の保護者グループ等の活動に対して補助金を出すものであり、申請者は保護者の代表の方となります。父母の会の有無は不問です。園がサポート役となり、会場提供、申請や活動の支援をしているケースもありますが、園への補助金ではありません。 また、決まった活動の中から選ばなければ補助金がないという件につきましては、対象となるのは「学習活動（講師等を依頼して実施する講演会等）」と「交流活動（保護者の交流・仲間づくりとなる活動）」の実施ですが、各グループで企画立案して頂き、自主的な活動が出来る仕組みとなっています。 このような誤解が生じた原因として、保育施設等を経由して当補助事業を周知しており、広く・直接的に保護者の方々へ周知が出来ていないことが要因ではないかと考えております。今後の周知方法については改善を検討しております。
(9) 区内施設等に関すること		
26	幼少期から文化的なモノに触れられる環境づくりを考えてほしい。	区内にはコンサートホールとして西新井文化ホール、演劇を中心としたシアター1010 や天空劇場など、文化芸術の発信拠点となる施設があります。また、郷土博物館、伊興遺跡公園など足立区の歴史的な文化財や文化遺産に触れ、郷土愛を醸成できる施設もございます。これらの施設では子どもの成長に応じて「楽しさ」や「面白さ」といった心を動かす体験を経験してもらう事業を提供しています。 今後も周知に力を入れ、幼少期に文化芸術に触れる機会、環境づくりに取り組んでいきます。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
(10) 区内環境に関すること		
27	通学路の綾瀬駅前(西口)にはガールズバーなどが何店舗か立ち並び、夜は毎日のように客引きの人が立ち、朝は酔った大人が嘔吐したあとやゴミがあります。子どもの成長にいいものとは思えません。 地区の利用制限してほしい。	綾瀬駅西口周辺は、都市計画で商業地域に指定されているため、飲み屋を含む飲食店、スーパーなどの物販店舗などが立地できます。 現在、綾瀬駅西口周辺地区ではまちづくり計画の検討を進めており、令和7年1月から地域の居住者や土地建物所有者にまちの評価や課題などの意向調査を実施します。例えば、建物を建てる際のルールである「地区計画」では、風俗店などの用途について新たにつくることを制限できるなど、地域の状況に応じたルールを定めることができます。 いただいたご意見も参考にさせていただきながら、まちづくり計画を検討していきます。
28	通学路には、特に冬場にタバコを吸いながら歩く人がよく見られます。継続的に対策をしてほしい。	区では、条例により主要6駅(北千住・綾瀬・西新井・竹ノ塚・梅島・五反野)周辺を禁煙特定区域に指定し、特定区域内では区の路上喫煙防止指導員がパトロールを行い、区域内での喫煙を発見した場合1000円の過料を徴収しています。 また、歩きたばことたばこのポイ捨ては区内全域で禁止しています。主要6駅以外では事業者によるパトロールを実施しており、歩きたばこやたばこのポイ捨て等の迷惑喫煙の情報が多く寄せられた箇所について、重点的にパトロールを行っています。

No	寄せられた意見の概要	区の考え方
29	公園で喫煙する人がいて、小さな子どもを遊ばせられず、行き先を変更することがあります。マナーの向上を自治体で主導してほしい。	区立公園では、「足立区施設の受動喫煙防止対策のための基本方針（ガイドライン）」に基づき、平成22年12月1日から全面禁煙としております。公園等出入口に設置している制札版や公園内に喫煙禁止看板、ベンチへの禁煙シールの貼付けを行い注意喚起しています。 さらに、職員及び公園維持管理委託班による巡回や夜間循環委託の業者が、喫煙している人への口頭注意を行っております。今後も利用者のマナー向上に努めてまいります。
(11) パブリックコメントに関すること		
30	一般にコメントを求めるのであれば1枚目で端的に何を変えて、何を継続するのが把握できるような分かりやすい資料にすべきです。 フォームへも手順にハードルがあってアクセスしづらい。	第3期計画に新しく盛り込んだ内容や第2期計画から継続した内容がわかる資料を、本計画とともに区ホームページに掲載します。 パブリックコメントに対しオンライン申請システムで意見する場合、メールアドレスとワンタイムパスワードで本人確認を行っています。区として必要な確認手法を実施しており、比較的簡易な手法を設定しています。今後はよりスムーズな手続きとなるよう、検討してまいります。